

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改 正 案	現 行
（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十五 （略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七～二十六 （略） 2～9 （略） （長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等） 第五条の六 （略） 2 （略） 3 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一～十五 （略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五 法第十三条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～十五 （略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七～二十六 （略） 2～9 （略） （長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等） 第五条の六 （略） 2 （略） 3 法第十六条の四第一項第十号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 一～十五 （略） 十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条

に 関する法律第二 条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安 定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 十七 二十六 (略) 4 9 (略)	件 の整備等に関する法律第二 条第三号に規定する労働者派遣事業 又は職業安定法第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職 業紹介事業 十七 二十六 (略) 4 9 (略)
---	---